

# 公立病院経営強化プランの 策定について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)

# R4.3.29付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」



## 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

### 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し**、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

### 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

### 公立病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

#### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

#### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

#### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

### 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

### 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。



## 千葉

- ◎ 千葉県がんセンター
- ◎ 千葉県総合救急災害医療センター
- ◎ 千葉県こども病院
  - ・ 千葉市立青葉病院
  - ・ 千葉市立海浜病院

## 東葛南部

- ・ 船橋市立医療センター

## 東葛北部

- ◎ 松戸市立総合医療センター
  - ・ 柏市立柏病院

## 香取海匝

- ・ 千葉県立佐原病院
- ・ 銚子市立病院
- ・ 国保匝瑳市民病院
- ・ 香取おみがわ医療センター
- ・ 国保多古中央病院
- ・ 東庄町国民健康保険東庄病院
- ・ 総合病院国保旭中央病院

## 山武長生夷隅

- ・ 大網白里市立国保大網病院
- ・ 東陽病院
- ・ さんむ医療センター
- ・ 東千葉メディカルセンター
- ・ いすみ医療センター
- ・ 公立長生病院

## 安房

- ・ 鴨川市立国保病院
- ・ 南房総市立富山国保病院
- ・ 鋸南町国民健康保険鋸南病院

## 君津

- ・ 国保直営総合病院君津中央病院
- ・ 国保直営君津中央病院大佐和分院

## 市原

- ・ 千葉県循環器病センター

※各圏域における並順は、総務省の「決算統計における地方公共団体コード、施設コード」順による。

※経営強化プランの策定対象である「公立病院」とは、「地方公営企業法が適用される病院及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院」を指す。



## 「地域医療構想の進め方について」

令和4年3月24日付け 医政発0324第6号（厚生労働省医政局長 → 都道府県知事）

- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

## 「公立病院経営強化の推進について」

令和4年3月29日付け総財準第72号（総務省自治財政局長→都道府県知事 等）

- 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
- 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。



- **国から、R5年度末までに、調整会議で協議を実施のうえ策定することが要請された。**
- **本県では対象の全公立病院について、R5年度の調整会議で協議を実施済**



- 松戸市立総合医療センターでは、令和5年度に公立病院経営強化プランの協議を実施のうえ、当該プランの策定を行っているところです。
- 本年度、新たなプランを策定することとしているため、現在策定を進めている「公立病院経営強化プラン（案）」の概要について説明のうえ、御意見を伺います。

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	松戸市立総合医療センター												
所在地	千葉県松戸市千駄堀993番地の1												
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
	開設許可	592				8	600						
	使用許可	592				8	600						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	R7.7.1時点※1	105	487				592						
	R11年見込み※2	80	431				511						
※1 令和7年度病床機能報告で報告した令和7年7月1日時点の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	R7.7.1時点※1	○	○	○	○		○	○	○	○			
	R_年見込み※2												
その他の内訳及び補足等													
※1 令和7年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	当院は、東葛北部保健医療圏の基幹病院として、三次救急、小児・周産期医療、災害医療、感染症医療などの政策的医療を担っています。これらの政策的医療は、「小児の三次救急」や「災害時の周産期医療」などのように、それぞれが相互に結びついており、市民の安心・安全を守っています。 一方で、民間医療機関では採算面で負担の大きいこれらの医療を提供していることに加えて、物価高騰等の経営環境悪化による影響により、収支のバランスが崩れ危機的な経営状況となっています。 本計画では、病床規模の適正化や人件費の抑制などの取り組みを通じて収支状況を改善し、当院が果たすべき役割・機能の持続可能性を確保してまいります。												
※経営強化プランの記載内容を記入													
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合医療センターは地域医療支援病院として高度急性期から急性期にかけての機能を担い、地域の医療機関からの紹介患者や救急患者を受け入れる体制を充実させます。また、急性期を脱した患者が切れ目のない医療・介護・生活支援を受けることができるよう、回復期・慢性期への転院や早期の在宅復帰へ向けた退院支援を充実させます。												
※経営強化プランの記載内容を記入													
機能分化・連携強化の取組	当院は、三次救急や小児・周産期医療、災害医療、感染症医療など、地域に欠くことのできない機能を担っています。質の高い政策的医療を行うためには、病院としての総合的な医療提供機能が必要となるため、一般的な医療を含めて一定の規模を維持していく必要があります。一方で、市内や近隣市にも規模の大きい医療機関が多数存在しており、それぞれが総合的あるいは専門的な医療を提供しています。 本計画では、病院としての総合的な機能は維持しつつも、他の医療機関との機能分化・連携強化を進め、病床規模を若干縮小するような計画としています。												
※経営強化プランの記載内容を記入													
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	・一日平均入院患者数 469人(R6年度)→489人(R7年度)→480人(R11年度) ・新入院患者数 14,002人(R6年度)→14,630人(R7年度)→14,847人(R11年度) ・平均在院日数 11.2日(R6年度)→11.2日(R7年度)→10.8日(R11年度) ・手術件数 4,795件(R6年度)→4,961件(R7年度)→5,000件以上(R11年度) ・救急搬送受入件数 6,277件(R6年度)→6,881件(R7年度)→7,000件以上(R11年度)												
※経営強化プランの記載内容を記入													
住民理解のための取組	本計画の策定にあたっては、令和7年8月に定めた「松戸市立総合医療センター経営再建方針」や計画策定の中間報告等について、松戸市議会のお借りし、市議会や市民の皆さまに広く情報公開をいたしました。 また、本計画の策定や点検・評価を受ける際に開催する経営改革委員会については、原則公開としており、資料等についても適宜ホームページ等に公開するなど、情報の発信に努めております。 その他、医療講演会やパートナー講座を通じて、市民の皆さまに総合医療センターをより身近に感じていただけるような取組みを進めてまいります。												
※経営強化プランの記載内容を記入													

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

具体的対応方針(当該病院の果たすべき役割・機能等)の変更について

別添様式2

施設名	松戸市立総合医療センター												
所在地	千葉県松戸市千駄堀993番地の1												
変更事項	□2025年以降において担う役割    ■機能別病床数												
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	変更前(2025年)※1	68	524				592						
	変更後(2025年)	105	487				592						
	R11年見込み※2	80	431				511						
届出予定の入院基本料	救命救急入院料4・1, 特定集中治療室管理料3等	急性期一般入院料1, 小児入院医療管理料1											
※1変更前の具体的対応方針の機能別病床数を記載ください。 ※2令和8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください。													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	変更前(2025年)	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	変更後(2025年)	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
その他の内訳及び補足等													
病床機能、役割を変更する理由	変更前の機能別病床数は、別棟建設による機能変更(緩和ケア病棟新設等)を前提としておりましたが、計画が延期となったまま現在に至っております。また、R4年8月よりGCU病棟の届出入院料を小児入院医療管理料1から新生児治療回復室入院医療管理料に変更いたしましたので、国の手引きにしたがい、急性期から高度急性期に機能区分を変更しております。なお、GCU病棟の基本的な機能・役割に変更はございません。 新しい経営改革プランでは、別棟建設は行わず、R11年度を終期として段階的に病床数を削減することで病床数を適正化する計画としております。安定的な患者の確保(病床稼働)が見込みづらい病床を削減対象としておりますので、今後の需要次第では、R11年度見込みよりも多い病床数で病床数適正化を完了させる可能性がございます。												

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。